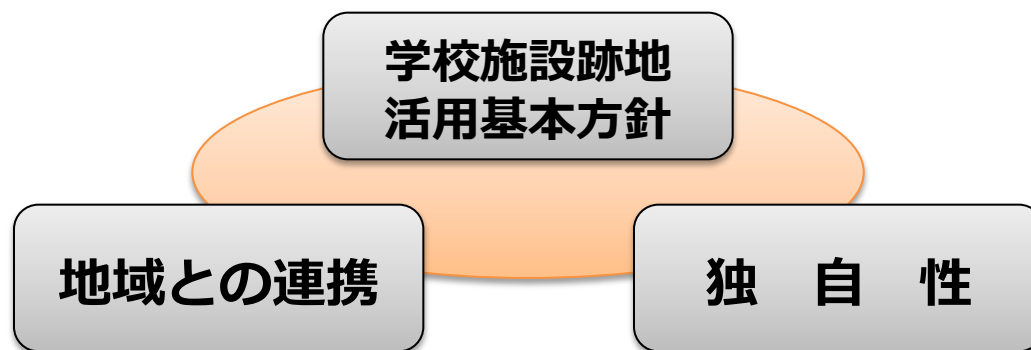


概要版

細河小学校・伏尾台小学校の 跡地活用案

平成27年3月
池田市

1. 各小学校跡地活用の基本的な考え方



- 各小学校の跡地を有効的に活用するうえでは、跡地活用の基本原則をはじめ、学校教育活動や地域コミュニティへの配慮、本市の財政状況を踏まえること等を定めた「池田市学校施設跡地活用基本方針」に沿ったものであることが大前提。
- 個々の活用のテーマ・方向性に基づき、各小学校区の地域住民と連携し、本市ならではの特色ある利活用を図る。

2. 各小学校跡地活用の方向性

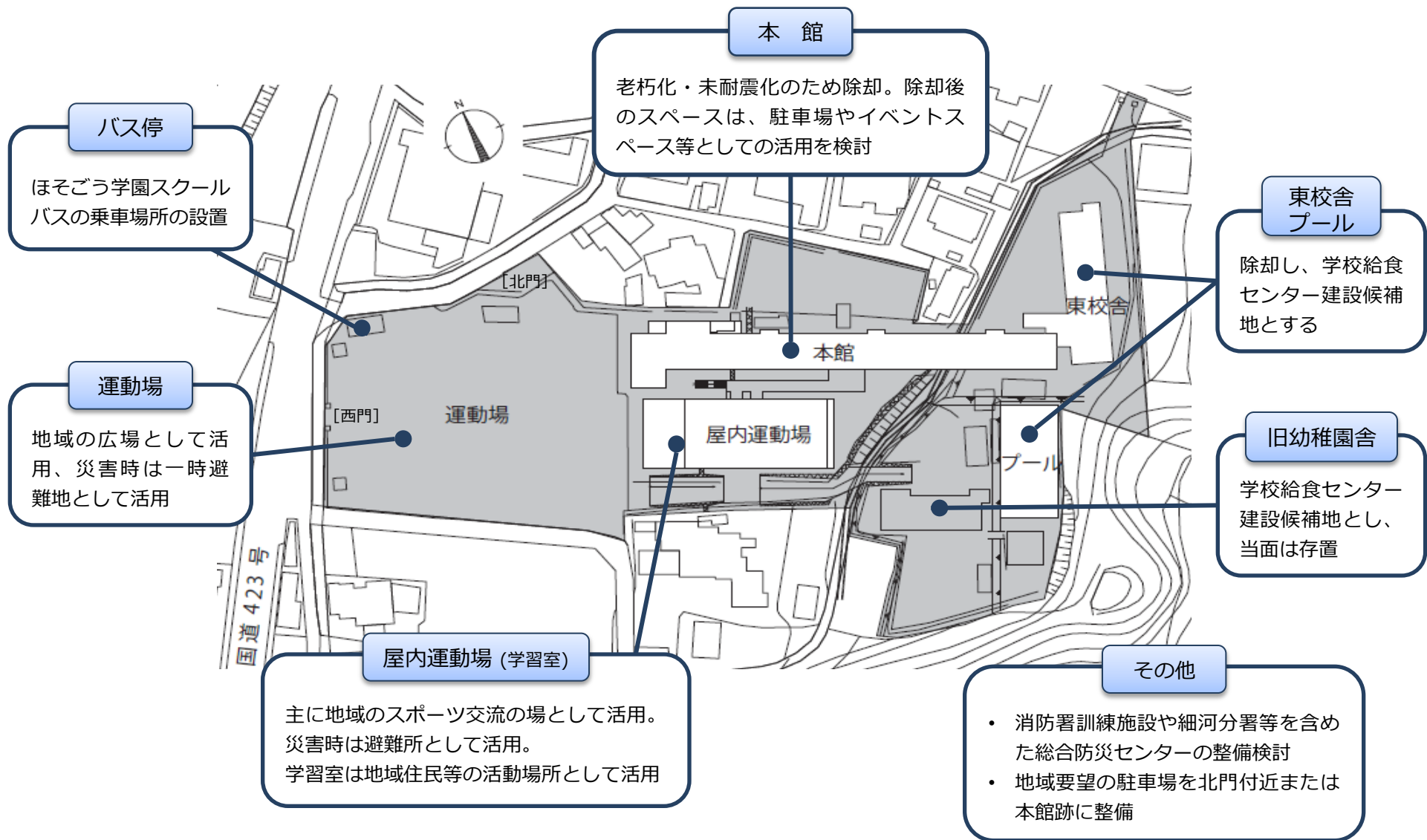
細河小学校

～ テーマ ～ 「安全・安心」 「地域のひろば」

将来的な学校給食センター及び総合防災センターの建設候補地として一定のスペースを確保しつつ、地域住民の意向を踏まえた地域の交流・活動拠点として活用。

- 細河地域には広い公園が整備されていないことに加え、細河小学校におけるこれまでの地域活動の状況を踏まえ、地域の子どもたちが安心して遊べる広場（グラウンド）や多数の地域住民の交流拠点として活用。
- 今後の行政需要の観点から、学校給食センターや全市的な防災拠点となる総合防災センターの建設候補地として一定のスペースを確保。

細河小学校



2. 各小学校跡地活用の方向性

伏尾台小学校

～ テーマ ～ 「子育て・子ども・若者支援」 「地域の創生」

子育てや学校生活、就労等において、さまざまな課題を抱える子どもと保護者・若者等の支援を総合的に行う拠点として、伏尾台地域の再生も視野に順次整備を進める。

- 原則これまでどおり地域住民の活動の場として利用できるよう配慮するとともに、現在「山の家」で実施しているNPOと連携した不登校児童・生徒やその保護者の支援事業を同校に移して実施。
- さまざまな課題を抱える子どもや保護者、若者等に対する支援を実施する子育て・若者支援クラスター（集積地）としての機能の整備拡大を図る。
- 同校の跡地活用を核とした「伏尾台地域の創生」に向けた取り組みを、地域コミュニティとの連携のもと、国の施策を活用しつつ進める。

伏尾台小学校

プール

立入禁止とし、当面はそのまま存置

北校舎

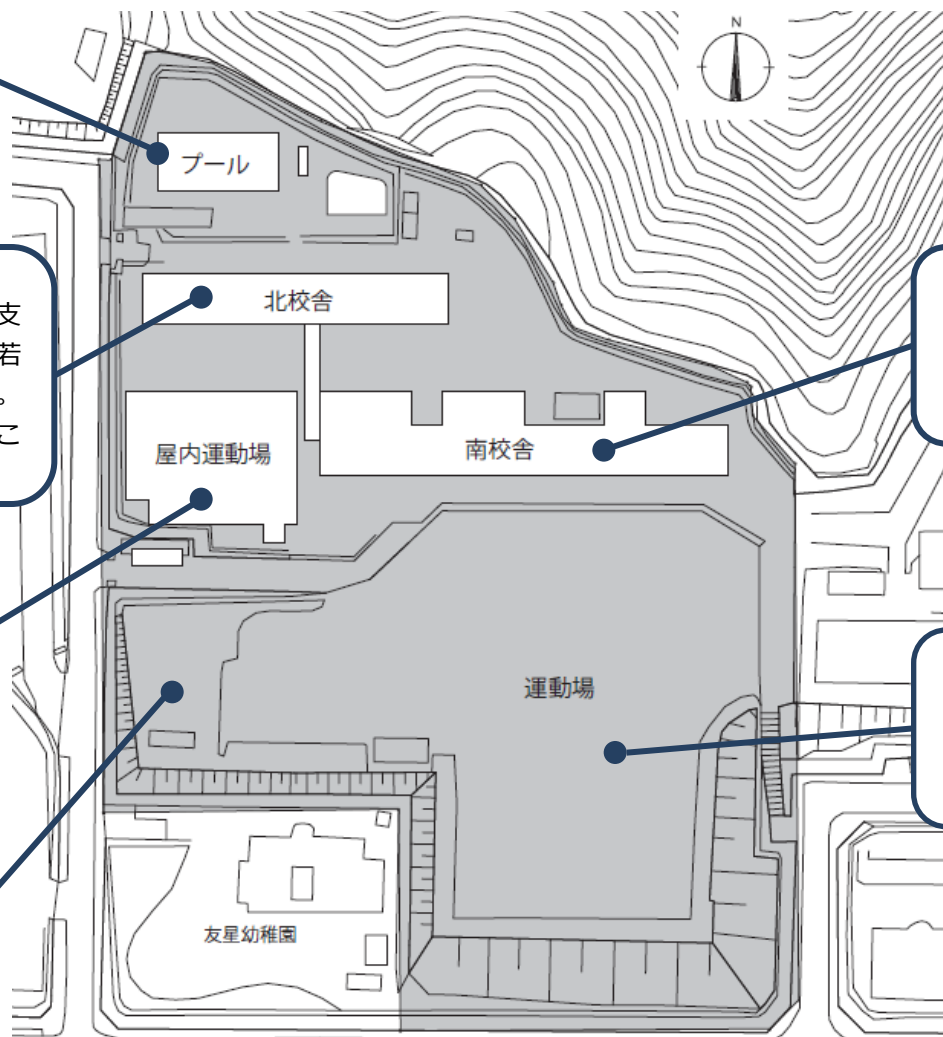
不登校児童・生徒等の支援のほか、就労支援等さまざまな取組を実施する子育て・若者支援クラスター（集積地）として活用。地域住民の活動の場としての利用は原則これまでどおり

屋内運動場

地域住民等へ開放、災害時は避難所として活用

ビオトープ

「憩いの広場」としてリニューアルし、地域住民で管理



南校舎

住民の活動場所・市所蔵品の保管場所を確保しつつ、今後の行政需要を見極めて適宜判断

運動場

地域住民等へ開放しつつ、ほそごう学園のサブグラウンドとして活用。災害時は一時避難地として活用

3. 今後の取組み

具体的な施設の管理運用方法や将来的な事業展開等の詳細事項については、市の関係部局において調整・検討し、必要に応じ地域住民等と連携し進める。

H27.4月以降

(細河小学校)

- 本館除却の実施時期や本館跡の活用形態について、検討・調整
- 学校給食センター、総合防災センターの整備を検討

(伏尾台小学校)

- 地域の再生に向けた事業計画の策定
- 子育て・若者等の総合的な支援拠点としての機能拡大に向けた検討

○ 必要に応じ地域との連携のもと、早期の事業実施に努める。

(参考) 学校跡地活用基本方針

1 策定の背景・目的

本市の中長期的な将来、さらには 22 世紀をも見据えた発展と豊かな市民生活を築くため、めざすべき将来像を示した「第 6 次池田市総合計画（以下「総合計画」という。）」に基づき、「教育のまち池田」としての小中一貫教育の推進、小規模校の解消・学校の活性化、そして施設老朽化改善・耐震化を 3 つの柱とした「学校施設再編整備計画」を平成 23 年 6 月に策定した。

今後、同整備計画における学校施設の適正配置を進めていく上で生じる学校施設跡地（残存する建物を含む。以下「跡地」という。）については、有効的に活用していくことが重要な課題となっている。

この「池田市学校施設跡地活用基本方針」は、こうした状況を踏まえ、全市的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から、跡地活用についての基本的な理念や考え方を示すものである。

2 跡地活用の基本原則

跡地については、市民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来像や市の重要施策との整合性に留意するとともに、本市の財政状況や地域住民の意向も加味し、中長期での市民全体の利益に資するよう、全市的な行政需要に対応した跡地活用とする。

3 活用に応じた配慮

(1) 学校教育活動等への配慮

- ・ 必要に応じて施設一体型小中一貫校の補完施設としてなど、学校教育活動による利用に配慮する。
- ・ 青少年のスポーツ・文化活動の振興や、次代を担う子どもたちの個性豊かな人間性の育成に配慮する。

(2) 地域コミュニティへの配慮

- ・ 学校は地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く地域の核となってきた施設であることを踏まえ、地域の意向、ニーズに十分配慮する。
- ・ 学校施設は、地域の災害時の避難所など防災活動の拠点として住民の心の拠り所にもなっているため、跡地についてもその役割に配慮する。

4 跡地の活用の対象と優先順位

活用に応じた場合は本市事業を優先するが、本市の政策課題への対応や地域の活性化を図るための活用手法の選択肢を広げるため、公共的・公益的な団体による事業、民間事業についても活用の対象とする。

なお、優先順位は、①本市事業、②公共的・公益的な団体による事業、③民間事業の順とする。

5 本市事業以外による活用に応じた考え方

(1) 事業の選定基準

- ・ 本市の政策課題への対応や地域の活性化に資する事業とする。

(2) 活用の手法

- ・ 跡地全体の活用に限定せず、校舎（教室）等の部分的な活用も認め、活用の多様化を図る。
- ・ 跡地は売却しない。ただし、定期借地、貸付（長期・短期）を含め、多様な手法による有効的な活用を図る。

6 個々の跡地活用の進め方

市民ニーズや行政ニーズに応じた本市の総合的な政策判断により、個々の跡地ごとに適宜、活用内容を検討し、地域住民の理解のもと活用計画を決定する。

7 施設の安全性

残存する建物の活用については安全性を重視し、老朽化の程度や耐震基準を満たしていない等により利用者の安全確保が困難であると認められる建物については、撤去についても検討する。

8 その他

本基本方針は、総合計画の計画期間最終年度である平成 34 年度までの跡地の活用に関する基本的な考え方等を定めるものである。平成 35 年度以降については、市立小・中学校の「学校施設再編整備計画」の進捗状況や市有財産をめぐる社会経済状況の変動などにあわせて、必要な修正を加えることとする。